

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「国連の車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

今般、「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則(第 14 号)」など 4 規則の改訂が、国連欧州経済委員会(UN/ECE)自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第 145 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 21 年 2 月 26 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の改正の取り入れに伴う、細目告示の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

なし

(2) 既存採用事項

ISOFIX アンカレッジの静的テスト要件の改正

「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則(第 14 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未滿の自動車を除く。)に備える座席ベルトの取付装置に適用します。

【改正概要】

ISOFIX の静的強度要件である規定荷重までの達成時間を 2 秒以内から 30 秒以内に改めます。

【適用時期】

施行日より適用します。

座席ベルトのウエビング試験方法の改正

「安全ベルトに係る協定規則(第 16 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未滿の自動車を除く。)に備える座席ベルトに適用します。

【改正概要】

座席ベルトのウエビング幅試験において、ウエビング引張り試験中に試

試験機を止めずに 9800N 到達時点で測定していたものを、試験機を止めて測定するように改めます。

高張力ポリエステル糸を綾織りしたウエビングについては、幅測定を従来の 9800N 負荷状態での測定から、無負荷状態での測定するように改めます。

ウエビング室内引張り試験における、試験前コンディショニング環境条件（温度・湿度）を ISO139 の引用に改めます。

ウエビング耐光性試験で引用されている ISO 規格 ISO105-B02 引用版年度（78 年版）を最新版に改めます。

【適用時期】

施行日より適用します。

ピークブレーキ係数（PBC）の決定方法の改正

「二輪車の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車及び被牽引自動車は除く。）に適用します。

【改正概要】

PBC の計算式を $0.56/t$ から $0.566/t$ に改めます。（ t =車両速度が 40km/h から 20km/h までに減少する時間（秒））

PBC 値の桁数を 3 桁に丸めることを追記します。

試験時に ABS は 20km/h ~ 40km/h では非作動の状態であることを追加します。

単一サービスブレーキに関する規定を追加します。

【適用時期】

施行日より適用します。

LED モジュールを使用可能とする配光可変型前照灯に係る基準の改正

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

直進状態で主要なすれ違い前照灯を提供する LED モジュールの総光束を 1,000 ルーメン以上とします。

複数の異なる LED モジュールを使用する場合、それらが同じランプハウジング内で相互に互換出来てはならないこととします。

LED モジュールは 13.5V（光源電子制御装置を使用する場合は申請者が指定する電圧）で測定し、測定値に 0.7 を乗じて適合性を判断することとします。

LED モジュールは赤色成分についてその限度を規定します。

LED モジュールに UV 放射試験を適用します。

【適用時期】

施行日より適用します。

(3) その他

車載記録部を有するデジタル式運行記録計の技術基準の改正

(細目告示別添 89 関係)

【改正概要】

外部インタフェース部及び情報伝達媒体が装着されない状態により自動車を走行した場合の伝達警告情報について、運行記録計内部に情報伝達媒体に代わる記録部を有する構造のデジタル式運行記録計にあっては警告しないことができることとします。

【適用時期】

施行日より適用します。

3. スケジュール

公布：平成 21 年 2 月上旬 予定

施行：平成 21 年 2 月 26 日

なお、ECE 規則文書（原文）につきましては下記ホームページをご参照ください。

「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則（第 14 号 06 改定補足第 4 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-58e.pdf>

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号 05 改訂補足第 1 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-60e.pdf>

「二輪車の制動装置に係る協定規則（第 78 号 03 改訂補足第 1 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-64e.pdf>

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号補足第 3 改訂案）」

<http://www.unece.org/trans/doc/2008/wp29/ECE-TRANS-WP29-2008-80e.pdf>